

改正後	改正前
<p>中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融 庁長官の指定する金融機関を定める告示</p>	<p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融 庁長官の指定する金融機関を定める告示</p>
<p>中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長 官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 〔一～二十 略〕</p>	<p>中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長 官の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 〔一～二十 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。